



5月は自転車月間です



「自転車運転者講習制度」を知っていますか？

自転車運転中に、信号無視等の危険行為（16の危険行為）を行い、交通違反による取締りまたは交通事故を起こし3年間に2回以上検挙されると講習を受ける対象となり、公安委員会の受講命令が出されます。

講習時間：3時間 受講料：6,150円 講習場所：茨城県警察本部
(県外に居住の方は、居住地を管轄する公安委員会が指定した場所)

講習の対象となる危険行為 16項目

信号無視



一時不停止



携帯電話使用等



酒気帯び運転等



その他の危険行為

14歳以上が対象



- ・ 通行禁止違反
- ・ 通行区分違反
- ・ 遮断踏切立入り
- ・ 交差点優先車妨害
- ・ 歩道徐行等義務違反
- ・ 安全運転義務違反
- ・ 歩行者用道路徐行違反
- ・ 路側帯進行方法違反
- ・ 優先道路通行車妨害等
- ・ 環状交差点通行車妨害等
- ・ 自転車制動装置不良
- ・ 妨害運転

自転車運転者講習制度の流れ

一定の危険行為を繰り返す
(3年以内に2回以上、
茨城県内・県外の違反は問わない)

都道府県公安委員会から
講習の受講命令

講習受講
収入証紙の購入(6,150円分)

公安委員会の受講命令に従わないと、5万円以下の罰金



自転車に乗る際は交通ルールを守り、
安全運転をお願いします。

